

## 議案第 1 2 号

### 鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県環境影響評価条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表（第2条関係）

（1）～（4） 略

（5） 水力発電所、火力発電所（地熱を利用するものを含む。）、風力発電所及び太陽光発電所の設置及び変更の事業

（6）～（16） 略

別表（第2条関係）

（1）～（4） 略

（5） 水力発電所、火力発電所（地熱を利用するものを含む。）及び風力発電所の設置及び変更の事業

（6）～（16） 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 太陽光発電所の設置及び変更の事業であって次に掲げるものについては、改正後の鳥取県環境影響評価条例第2章から第10章までの規定は適用しない。

（1） この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の認可又は同法第48条第1項の届出がなされた事業

（2） 施行日前に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」

という。) 第9条第3項の認定を受け、又は令和2年3月31日までの間に同項の認定を受けることが見込まれる再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業(次に掲げるものを含む。)

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたとみなされる者に係る改正法第2条の規定による改正前の再エネ特措法第3条第2項に規定する認定発電設備(以下「旧認定発電設備」という。)を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

イ 改正法附則第5条第3項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

ウ 改正法附則第6条第3項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたとみなされる者に係る旧認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業

エ 改正法附則第15条第2項の規定により再エネ特措法第9条第3項の認定を受けたとみなされる再生可能エネルギー発電事業計画に係る事業